

神戶博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經
濟
論
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士	山本美越	一
農家の負債と負擔能力	法學博士	河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士	米田庄太郎	三五
幕末の商稅論	經濟學博士	本庄榮治郎	五
實際政策と政策原則	經濟學博士	作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士	石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士	小山田小七	九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士	中川與之助	二三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士	大塚 一朗	二九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士	松岡 孝兒	一四
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士	堀江 保藏	一六
財政學の基本問題	經濟學士	大谷 政敬	一八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士	今西庄次郎	二〇
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士	中 谷 實	二八
リストの國民生産力說	經濟學士	白杉庄一郎	三三
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士	島 恭彦	三〇

生産の構造と貿易	経済學士 松井 清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	經濟學士 山岡 亮一	二八六
再保険と共同保険との接近	經濟學士 佐波 宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士 八木芳之助	三五五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士 黒 正 巖	三三六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士 蜷川 虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士 谷口 吉彦	三六三
昭和の税制改革	經濟學博士 汐見 三郎	三八五
自然利子論	文學博士 高田 保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商學士 武藤 長藏	四四四
現段階に於ける租税體系	經濟學博士 土方 成美	四七七
支那南北辨	法學博士 財部 靜治	四九七
赤字公債の消化	經濟學博士 小島昌太郎	五二三

再保險と共同保險との接近

佐 波 宣 平

一 は し が き

再保險と共同保險とは共に保險經營に於ける最も重要な危險平均方法である。歴史的には共同保險先づ發生し再保險これに次ぐ¹⁾と言はるゝが、とにかく、二つともその歴史は極めて古く且つ現今に於ても合理的保險經營には不可欠な手段として盛んに用ひられつゝある。再保險形式がドイツを始め世界諸國に隈なく普及せる盛行を遂げてゐるに對して、共同保險形式は傳統を誇るロンドン・ロイズを搖ぎなき根城として今なほ榮えてゐる。併し乍ら、固より兩者の概念はその典型に於て著しく異なる。共同保險に於ては常に複數の保險者が保險契約者に對して直接的法律關係に立ち且つ彼等は共同することを意識して同一危險を引受けるけれども、再保險に於ては保險契約者に對して法律關係に立つは常にたゞ一人の(元受)保險者であつて彼と再保險者との間には當該危險に對して共同的引受の意圖は全く存在しない。けれども、私見によれば、これは各々その典型または初期段階に於ける形態についてあり、兩者が、それぞれ、社會經濟の發達につれて、次第に發展的形態をとるに至ると、その間の距たりは漸次縮められて、遂には、單に契約形態に於てのみならずその實質的經濟的職能に於ても殆んど差

1) Herrmannsdorfer, F., Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927. S. 4. 332.

別なきままでに到達する。現段階に於ける兩者の高度發展的形態がそれを物語る。そこで、本稿に於ては、この發展または傾向を捉へ、これを、主として再保險契約關係の發展過程を解明する意味に於て、理論づけやうと試みたのである。

なほ、この研究のもつ特異性は、考察方法として、從來の多くの文獻の如くに再保險を單に元受保險者に於ける經營手段としてのみ見やうとせず再保險の立場をも大に考察に入れたといふことである。既に再保險が元受保險者と再保險者との間に成立する契約である限り、これをその一方の立場からのみ解釋すべきでないことは極めて明白であるが、特にまた、再保險が原始的形態より次第に錯綜せる段階に入り込み近代的發展を遂ぐるに及んでは、かゝる一方的考察は到底事象の充分なる把握をもたらすものでない。私はかく信ずるが故に常に兩當事者の立場を考慮に入れつゝこの研究に従事した。

二 再保險の共同保險への接近

最初に再保險關係（保險者と再保險者との關係）の發展過程を辿りその共同保險化につき考察するが、私は、こゝで、單なる契約形態そのものゝ推移に對して直接に觀察を向けることよりも、寧ろ、各段階に於て再保險に依り達せんとする目的の推移とそれに應じて發展する再保險關係の推移とを見ることによつてその共同保險化の傾向を究明しやうとした。

(一) 危險轉嫁の手段として 再保險はその初期の發展過程に於ては危險の轉嫁 (Abwälzung des Risikos) への

要求が決定的であつた¹⁾。吾々に知られてゐる限りの最も古い再保険は一三七〇年イタリアのゼノアからブリーニジの一商港 *Stuys* まで運送せられたる積荷について特に危険の多いと看做されたる區域 *Calix-Stuys* の航海に對してイタリアの一保險者が總額割讓の形式で行つた場合である²⁾。これに於ては、再保険は明かに元受保險者が引受けたる危険を他へ轉嫁する一手段であつた。蓋し、それが特に危険の多いと考へられたる航海區域だけについて而もその全額を再保険してゐるからである。かくして、發生史的には再保険はたゞ元受保險者に於ける危険轉嫁のための手段として生れた。逆にいへば、再保險者側には再保険を發生せしむべき特別な契機は存在しなかつた。彼に於ては普通の保險に對すると何等異るところはなかつた。或ひはまた一般よりもより惡質の危険としてこれを區別してゐたかも知れない。併し、吾々はその後に於ける再保險事象の推移によつてそれすらも疑はざるを得ない。中世、海上商業の最も發達せるイギリスに於ては元受保險者が引受危険を元受保險料率よりもより低率の保險料にて他へ全額再保険しその間の保險料の鞘を稼ぐといふことが流行した。それは一七四五年のイギリス海上保險法による禁止命令までつゞいた³⁾。これは明かに再保險者側に於ける認識不足または受働的消極的態度の故に元受保險者によつて利用せられたことを物語る。いま暫くかやうな變則的再保險を考慮の外に置くとするも、再保險はその初期の段階に於ては常に元受保險者のために危険轉嫁の機能を果すのみであつた。その發生の主動原因は専ら元受保險者側に求むべくして再保險者側にはこれを見出し得ない。再保險關係としては、元受保險者のみが積極的であり、再保險者は受働的にこれをたゞ單なる一つの *Geschäft* として引受けるといふだけにとゞまり、彼は未だこれを危険平均のための手段として用ひやうとするには至らなかつた。この意味に於て、初期

- 1) Cruciger, G., *Die Praxis der Rückversicherung*, 1926, S. 3.
- 2) Moldenhauer, P., *Rückversicherung* (Manes, *Versicherungsglossikon*, 1930, Sp. 1315.); Herrmannsdorfer, *Technik.*, S. 332; Cruciger, a. a. O. S. 29.
- 3) Hollitscher, C. H., *Internationale Rückversicherung*, 1931, S. 20, 21; Moldenhauer, a. a. O., Sp. 1315; Cruciger, a. a. O., S. 31; Herrmannsdorfer, *Technik.*, S. 333.

の過程に於ける再保険の概念は、從來の文獻に於ける考察方法の如く、元受保険者の立場からのみするも大して謬りとはならない。併し、さうはいへ、これらの文獻のやうに、再保険者のかゝる消極的態度をも全く看過してよいわけではない。消極的態度はまたその故に充分に歴史的意義をもつのである。

(二)危険分散の手段として 再保険が第二の發展過程に入ると、その職能として、さきの「危険の轉嫁」は次第に影をひそめ「危険の分散」がこれにとつて代る。而して、この推移をもたらした動因はこれを元受保険者の側にも再保険者の側にも求めることが出来る。

先づ、元受保険者側の事情としては、以前に於ては惡質の危険なるが故にこれを他へ全部再保険したのである。併し、いまや經濟生産力の異常なる發達により無數の經濟財は市場に氾濫し、たとへ惡質の危険にてもその引受件數は増加するに至り、これによつて、損害の發生並びに程度の蓋然率を或る限度まで攔むことを得て、必ずしもこれを全額轉嫁するに及ばずその一部はこれを自己に保有し得ることゝなつた。そしてまた、反對に、良質の危険なればとてこれを全額保有するを得なくなつた。經濟生産力の絶えざる發展は一物件の引受危険金額を非常に増大せしむることによつて、その全額保有は謂はゆる危険水準化 (Nivellierung des Risikos) の原則上不可能となり、その一部はこれを他へ再保険せざるを得なくなつた。かくして、再保険は元受保険者に於て危険轉嫁のためよりも危険の分散 (Verteilung des Risikos) またはエーレンベルグの謂はゆる危険の原子化 (Atomisierung des Risikos)⁴⁾ のために採らるゝことになつた。

次いで、再保険者側の事情について考へて見るも、危険の全部轉嫁は、經濟關係の幼稚なる時代に、多くの場

4) Ehrenberg, V., Die Rückversicherung, 1885, S. 12.

合、これを引受くる者の謂はゞ認識不足を據りどころとして、たゞ偶然的に行はれ得るに過ぎなかつた。併し、社會經濟の發展・保険知識の普及とともに再保険者も正しき認識を得るに至り、元受保険者もはや自己のみの要求満足のために勝手に振舞へなくなる。その一部保有を再保険者より強制せられる。蓋し、もし危険の全部轉嫁が可能であるとすれば、元受保険者は、再保険者の支拂能力が充分なる限り、當該危険に對し全然利害關係をもたぬこととなる。ところが、いま、その一部が必ず自己の手許に保留されなければならぬとすれば、元受保険者は、少くともその保有部分に對して利害關係をもつこととなるをもつて、當該危険全般に對しても適切な處理をなすべき傾向に置かれる。これは再保険者をして自分達の利益もよき手の中に守られてゐるといふ根據ある信賴を抱かしめ得ることを意味し、この故に、危険の状態・處理についてはたゞ元受保険者のみを信するほかなき再保険者としては、當然に危険の一部保有を元受保険者に要求するわけである。かくして、元受保険者に於ける一部保有は再保険に於ける主要原則の一つを構成するに至る。⁶⁾註

この一部保有への強制は右の如き直接の理由に出でたるものながら結果に於て再保険者にとつても危険の分散となる。成る程、再保険者の引受危険それ自身は、常に元受保険者の填補責任に關するものであつて、従つて、元受保険者の引受危険とは全く性質を異にするものではあるが、元受保険者に於てかやうに危険の分散をなすの結果として、再保険者に於ても、それだけ多數の物件に夫々それだけ小額の参加引受、従つて、危険の分散または原子化を爲し得ることとなるからである。⁷⁾かくて、再保険者は *Geschäft* としてのほかに危険分散のためにも再保険を引受けるに至る。

註 一八八一年六月十五日ドイツ國立裁判所判決「再保険ナルモノハ、タトヘ如何ニ元受保険ノ全額ヲ再保険ニ附スコトガ可

5) 6) Ehrenberg, Rückversicherung, S. 15.

7) Herrmannsdorfer, Technik., S. 6.

能ナリトハイへ、特ニ、引受危険ノ一部ヲ他人ニ讓渡スルトイフ仕方ニ於テ爲サルベキモノトス。」

エーレンベルグ「もしも再保険契約が元受保有歩合について何等の約定もしてゐないといふ例外的な場合があるとすれば、裁判官は、個々の場合について、——止むを得ざる時は専門家の助けによつて——元受保険者が自己の計算に於て保有する部分
が可成り従つて充分に大なる額であるかどうかを、決定しなければならぬ。」

この段階に入ると、再保険はもはや従來の如く元受保険者のみの手段として選ばれる域を脱して再保険のためにも危険平均の効果をもたらすに至る。従つて、再保険者の態度も次第に積極性を増して来る。かくて、再保険はたゞ一方的な解釋では不充分となる。この意味で、例へば、ヤーンが「再保険の目的はたゞ危険の分散にあつて危険を他の保険者の肩に轉嫁することには存しない。元受保険者は彼が元受契約に於て餘りひどく負擔し過ぎて自己の保有限度を超ゆるに至つた部分だけを他の保険者に負擔せしめやうとする。」¹⁰⁾といひ、また、エーレンベルグが「危険の轉嫁でなくして危険の分散が再保険の正常的目的を構成する。元受保険者は、これによつて、彼が合理的保險原則に照らして保有すべからざる部分、従つて、元受契約に於て引受け過ぎた歩合を他へ轉嫁しやうとする。」¹¹⁾といふは、ともに、再保険の目的が危険の轉嫁より危険の分散に發展したることを正しく認め乍ら、依然としてたゞ一方的に元受保険者の側からのみ解釋を下してゐるに過ぎない。この點、右兩氏の研究態度に對するヘルマンズドルファの批判は肯綮に當つてゐると言へる。¹²⁾

(三) 危険の共同的分擔手段として 右に述べたる如く、再保険は、その第二發展過程に入ると、單に元受保険者のためばかりでなくまた再保険のためにも、危険分散の職能を果すに至る。併し乍ら、再保険がたゞこの段階にとゞまつてより、發展的條件を伴はざる限りに於ては、未だ當事者間には意識的共同的危険分擔の關係が成立し

8) Ehrenberg, Rückversicherung, S. 10.

9) Ehrenberg, Rückversicherung, S. 76.

10) Jahn, W., Studien über Rückversicherung, Zeitschrift für die gesamte
Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 12, S. 550.

11) Ehrenberg, V., Rückversicherung, S. 10, 11.

12) Herrmannsdorfer, Technik., S. 5. 6.

てゐると充分には言ひ得ない。寧ろ一般的にはその逆である。「もしグッド・リスクであるならば元受保険者は再保険者を出来るだけ契約圏外に遠ざけやうとし、反対に、バッド・リスクであるならば再保険者を近くに引寄せやうとする。出来れば利得は全部自分のものとし損害は全部再保険者にかけてやうとする。元受保険者にとつて再保険は實に不可避的悪である。」¹³⁾「再保険者は元受保険者にとつては無くてもならぬものであると同時に實にうるさい敵である。」¹⁴⁾これはすべて元受保険者の立場について言つたものであるが、再保険者の立場に立つときも全く同様である。要するに、兩者は敵視關係にある。

ところが、再保険が新しき他の條件を伴ひ従來の典型的な隨時契約 (von Fall zu Fall Vertrag) から發展して漸次に繼續的契約 (laufender Vertrag) の形態を採り當事者間に定量が絶えず流れるとなると事情は大に異つて來る。量より質への轉化が起る。そこには、従來のやうな敵視關係が解消して一つの共同體的關係が成立する。蓋し、この場合には、元受保険者は常に背後に再保険者を有し得て危険の引受に當り常に彼と共同的であると考へ、再保険者もまた元受保険者の引受危険は直ちに自己もこれに分擔するものと考へるからである。かくして、そこでは、手續としては二つの段階を経過するを要し、法律上元受保険と再保険といふ第一次・第二次の——全く性質の異なる二つの——保險契約が成立するけれども、實質上經濟上には、たゞ一つの段階しか存在せず複數の保險が同一の危険につき同時に成立するものと考へられ得る。即ち、元受保険者と再保険者との間に組合的關係または共同保險的關係が成立すると考へられ得るのである。これ、私の謂はゆる「再保險の共同保險への接近」である。而して、今日、明文の約定をもつてこの發展形式を採る場合は極めて多く、或ひは元受保險專門會社相互の間、

13) Herrmannsdorfer, F., Wesen und Behandlung der Rückversicherung, 1924, S. 23, 24.

14) Ehrenberg, V., Vertragsrecht und Rückversicherungsbetrieb, Assekuranz-Jahrbuch, Bd. 7. S. 173.

或ひは元受保険専門會社と再保険専門會社との間、或ひは再保険専門會社相互の間にこれを見、また、見方をかへれば、同一資本系統に屬する保險會社間にも屢々行はれつゝある。そして、こゝで注意すべきは、二個以上の保險者が相互に再保険し合ふことを協定するときには、同一の保險者が或る場合には元受保險者の立場に、或る場合には再保險者の立場に立つこととなり、かくて、これに於ては、危険の共同的分擔關係はより密接となり、従つて、危険の原子化はよりよく行はれ得る、といふことである。

なほ、これについては嘗つてヘルマンズドルファが再保險組合説への反對論のうち次如く言つてゐる。「實際に於ては密接なる事業關係(母會社と娘會社)に立つ二つの會社が相互協助を目的として歩合再保險契約を構成する場合がある。このときに於ては、「これら二會社が本來締結するところの」利害共同體的契約のうちに一つの組合契約が結ばれるのであつて、歩合再保險契約はたゞこの組合關係の一つの現はれに過ぎない。」¹⁵⁾ 即ち、彼は、歩合再保險が組合的共同的性質をもち得るのはその奥により、基礎的な利害共同體といふ組合關係が横はつてゐるからである。再保險はこの利害共同體の單なる一表現形態にすぎない。……といふのである。これは確かに一つの眞實である。併し乍ら、吾々は、先づ、こゝではそこまで遡つて考へることを一應必要としない。何んとなれば、彼の擧げる場合をもつてすべての歩合再保險を規定し得ず、歩合再保險は母娘の關係なき二會社の間にも容易に行はれ得てそれで充分に共同的性質をもち得るからである。そして、また、ヘルマンズドルファによれば資本關係が歩合再保險に先行するが如くであるが、實際には、この逆も屢々起り得る。即ち、歩合再保險契約によつて始めて二會社が繼續的に共同的關係に置かれ、その結果として、一方が他方に資本參與をなすといふ場合も

15) Herrmannsdorfer, Wesen., S. 24.

あり得るからである。

要するに、再保険はこの共同的分擔形式——即ち、再保険の共同保険への接近——を採るに及んで最高度の發展に到達し、これによつて、兩當事者は意識的に共同しもつて確かなる紐帶に結合され得るに至り相互に危険の原子化または水準化をより充分に可能とし得るのである。これは、實に、これまでの如く元受保険者と再保険者とが多かれ少なかれ分立し各自互に他を恃み得ることの少き場合には充分に期待し得ないところと言はなければならぬ。

三 共同保険の再保険への接近

既に述べた如く、共同保険(Mitversicherung)は、その一般的意味に於ては、複数の保険者が共同することを意識して同一危険に参加する場合¹⁾であつて、事象の性質上最も古くより保険經營に採られたる危険平均様式である。併し乍ら、この原則的様式の實行には二つの困難が伴ふ。即ち、それが同一危険に對し同時に複数の保険契約の成立を原則的前提とするために、先づ、多數の保険者が同一場所に存在することを要するといふことである。これ、共同保険が一般に、今日に於ても、ロンドン・ロイツの如く多數保険者の場所的集中をなせる場合にあらざれば行はれ難い所以である。次には、たとへこの前提が與へられたりとするも、それが契約の成立までに甚だ煩雜なる手續を要するのが常であるといふことである。かくして、これら實際上の困難のゆえに、共同保険の形態は、その發展の過程に於て、實際上の要求から絶えず工作が加へられて來てゐる。これが即ちこゝで謂ふ「共同

1) Kisch, W., Mitversicherung, (Manes, Versicherungslexikon, 1930, Sp. 1079.)

保険の再保険への接近」である。

共同保険は保険契約者に對する責任關係よりこれを「對外的共同保険」と「對内的共同保険」とに分つことが出来る。私は説明の便宜上この分類から出發したい。

(一) 對外的共同保険 (externe Mitversicherung)　これは共同保険の原則的形態であつて、こゝでは、各保険者が外部即ち保険契約者に對して自己の引受部分につき夫々獨立的に(連帶的ではない) 増補責任を負ふ。従つて、ここでは、法律上、保険者と同數の保険契約が平行的に存在する。各保険契約は夫々固有の保険條件をもち、夫々異なる運命に置かれる。併し乍ら、かやうな原則的形態は、さきにも述べた通り、保険者・保険契約者いづれにとつても實際運営上甚だ不便または煩雜である。そこで、この形態を修正するものとして業務簡易化のために生れたのが、即ち、先づ、リーダー約款 (Führungsklausel) である。²⁾

このリーダー約款は現在ロンドン・ロイツを始め各共同保険市場に極めて普通に用ひられるものであつて、先づ、共同保険者のうちの一人がリーダー保険者として選ばれる。彼の義務は、各場合廣狹種々であるが、一般には、共同保険者全體の利益のためにたゞ對保險契約者事務を擔當することにある。従つて、多くの場合、彼と他の共同保険者との間には法律上の代理關係は存在しない。何等法律的拘束性や責任のなき世話または信賴の關係 (Gefälligkeits-oder Vertrauensverhältnis) あるのみである。³⁾ 併し乍ら、實際手續として、このリーダー制度は共同保険に於ける著しい發展を意味する。保険契約者はもはや多數の保険者と交渉するの煩から免れてたゞ一人の保険者に對すればすむ。保険者としても同様であつて一々保險契約者と掛合ふ要はなくなつたゞ一人のリーダー保険者よ

2) Kisch, a. a. O., Sp. 1080.

3) Kisch, a. a. O., Sp. 1080.

りの報告を受けこれに通知するのみである。従つて、法律上には依然として多數の保険契約が同時的平行的に存立するにも拘らず、手續としては、保険契約者對リーダー、リーダー對共同保険者の縦の二つの段階に分たれることによつて、事務が著しく簡易化される。而して、それとともに、吾々の直ちに看取し得る如く、そこには共同保険の再保険への一步接近が起つてゐるのである。

リーダー約款 保険期間中保険契約者ガ契約上爲スベキ通知ハ、若シソレガNN保険會社又ハソノ代理店Xニ到達シタル場合ニハ、コレヲ以テ關係全保險者ニ爲サレタルモノトス。NN保險會社ハ受取リタル通知ヲ遲滞ナク關係保險者ニ通達スルコトヲ要ス。各關係保險者ハ、通知ノ内容ガ承認ヲ必要トスル場合ニアリテハ、ソレツキ直接又ハNN保險會社ヲ經テ保險契約者ニ回答スルモノトス。⁴⁾

(二)對内的共同保険 (interne Mitversicherung) 「對外的共同保険」に於ては右の如く、すべてリーダー保險者を通して間接に他の保險者が保険契約者と關係しこれと直接の關係に立つものではないが、これはたゞ手續上のことであつて、法律上には依然として直接に各保險者が保険契約者に對して責任を負ふてゐる。併し乍ら、共同保険がいまや「對内的共同保険」にまで發展すると、外部と責任關係に立つはたゞ一人の保險者謂はゆる「外部關係保險者」(Aussenversicherer)であつて、而も彼は危險全額につき責任を負ふ。従つて、保険契約者との間にたゞ一個の保險關係あるのみである。他の共同保險者謂はゆる「内部關係保險者」(Innenversicherer)は保險契約者に對しては如何なる法律關係にも立たぬ。損害填補に關する責任もなければ保険料請求權もない。ために、こゝではすべての事情が再保険と酷似する。従つて、現に、再保険に關する規約の多くがこゝでそのまま用ひられる。例へば、外部關係保險者が内部關係保險者に對して或る通告をなすべき義務、彼等に保険料を支拂ふべき義務、特に損

4) Manes, A., Versicherungswesen, Bd. I. 1930, S. 208, 209.

害發生の場合の保險管理について共同の利益を守るべき義務等を負ふことに關しては再保險に於ける元受保險者の義務規定が適用せられ、反對に、内部關係保險者が廣い範圍に於て外部關係保險者に「従ふ」べき義務を有し保險契約者に對して外部關係保險者の爲したる査定・給付等は自分達にも決定的に適用さるゝものとすべき關係については、再保險に於ける再保險者の元受保險者に對する義務規定がそのまま適用されるのである。⁵⁾

だが、普通に、この發展したる共同保險形態と再保險との間には一つの根本的差異が横はると言はれる。即ち、對内的共同保險に於ては外部關係保險者と内部關係保險者との關係が單なる保證 (Sicherung) または組合關係であるに反して、再保險に於ては元受保險者と再保險者との關係が完全なる保險を構成すると言ふのである。⁶⁾ 併し乍ら、これはたゞ法律上の問題であり且つ再保險の單純なる一般的形態とこれを比較して言ふことである。吾々にとつての當面の問題は一般的形態よりもより、發展的形態の再保險について見ることである。既に本稿に於て考察したる如く、再保險は、それが次第に發展的形態をとるにつれて、元受保險者と再保險者との關係をして實質的には共同的組合的關係たらしめてゐる。従つて、吾々が今かやうな高度發展形態の再保險とこの對内的共同保險とを見るとき、そこには、いづれも、保險契約者に對してはたゞ一つの保險契約のみが存在し、保險者相互間には組合的關係の成立することを知る。こゝに於て、再保險と共同保險とは夫々互に發展することによつてその經濟的性質または機能を次第に同じくする傾向を採るのである。かくて、私の謂はゆる「共同保險の再保險への接近」がよりよく完成される。

四 結 言

5) 6) Kisch, a. a. O., Sp. 1081, 1082.

以上、私は、保險經營に於ける危險平均方法として、極めて古くより且つ現今に於ても、最も重要視せらるゝところの再保險と共同保險とが、最初には夫々異なる事情の下に著しく異なる形態を採つて生れたものであり乍ら、漸次發展的形態をとるに至つて、その間の距たりを狭めて次第に接近しつゝあることを考察したのである。惟ふに、これは、その後には於ける經濟生産力の増大に伴ひ數量に於ても一件當りの價值額に於ても異常に増加を來たした保險物件を保險者に於て可能的充分に且つ速かに消化しなければならぬといふ根本的事情に促がされたる自然の傾向である。即ち、再保險に於ては、保險者側に於ける引受消化能力の増大を圖る上に於てこの危險平均方法に伴ふ固有なる缺陷たる元受保險者對再保險者の敵視關係は次第に相互協助的となり、遂にそれが共同分擔的形態にまで發展して一ブロックとして危險に當るに至り、他方、共同保險に於ても、それに固有なる缺陷である業務上の繁雜さから免れ、もつて、限られたる時間に可能的多數物件を獲得せんがために、關係保險者中より一人の對外關係保險者を選ぶことによつて、對保險契約者關係が再保險に於ける如く一途に出づることとなり、從來は保險者の數だけ保險關係が平行的に分立したるものが、いまや完全なる一つの共同體として働くやうになつたのである。かくして、再保險と共同保險とは、夫々自己に固有なる特徴従つてまた缺陷を止揚することによつて、次第に同一形態へと接近してゐる。

なほ、本稿に於ては再保險・共同保險に於ける一般的傾向について考察がなされたのであつて、現實に於ける具體的事象は誠に千種萬態でこゝに謂ふ兩者接近の度合も極めて區々に涉るはいふまでもない。一言、讀者への注意のために附け加へる。